

奥州市上下水道事業告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定に基づく給水装置工事事業者の指定について、奥州市指定給水装置工事事業者の指定に関する規程（平成20年奥州市水道事業管理規程第7号）に基づき以下のとおり停止する。

令和2年8月11日

奥州市長 小 沢 昌 記

- 1 氏名又は名称 株式会社平間燃料
- 2 住所又は所在地 岩手県一関市八幡町1番27号
- 3 代表者職氏名 代表取締役 平間 正宏
- 4 指定番号 奥州市第269号
- 5 指定停止期間 令和2年8月11日より1月間
- 6 指定停止処分事由 水道法第25条の3第1項第3号ホに該当（奥州市江刺愛宕地内の給水装置工事において、市水道事業管理者の承認を得ずに工事施工し、不正なメーター器を使用して無断通水したもの）